

「職員の給与等に関する報告及び勧告」に当たって

委員長談話(令和5年9月13日)

- 1 本日、京都市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、市会及び市長に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本市職員と市内民間事業所の従業員の月例給を4月時点で比較したところ、本市職員の給与は民間給与を3,770円(0.95%)下回っていたことから、給料表の引上げ改定を行うよう勧告しました。

特別給については、本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が、市内民間事業所における支給月数を0.11月分下回っていたため、民間の支給状況との均衡の観点から、0.10月分引き上げ、年間4.50月分とするよう勧告しました。

- 2 人事管理に関する課題としては、社会経済情勢や国際情勢が激変し、行政課題が複雑化・高度化する中において、質の高い行政サービスを提供するとともに、それを将来にわたり持続させるためには、多様で有為な職員を継続的に確保し、育成することが不可欠であり、そのためには、職員一人ひとりが高い意欲とやりがいを持って躍動できる環境を整備することにより、組織全体のパフォーマンスと魅力を一層向上させ、それをもってより多くの人物を惹きつけるという好循環を生み出す組織への変革を、より一層加速化させる必要があることを報告しております。

- 3 これからの時代にふさわしい公務員人事管理の実現に向けては、個々の職員が、やりがいと魅力を感じ、高い勤労意欲と昇任意欲を持って能力を存分に発揮できる活力と魅力のある組織へと発展し続けられるよう、多角的な観点から時代や社会情勢に応じた人事管理の在り方について継続的に検討を進めていく必要があると報告しております。

- 4 人事委員会による職員の給与等に関する報告・勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、職員の適正な給与等の勤務条件を確保しようとするものです。

市民の皆様におかれましては、本委員会が行う報告・勧告制度の趣旨と、本市職員が市民生活を支えるため日々職務に精励していることについて、深い御理解を賜りますようお願いいたします。